

衆議院の解散に伴う選挙経費の専決処分について

1 衆議院解散日

平成29年9月28日（木）

2 公示予定日

平成29年10月10日（火）

3 選挙執行予定日

平成29年10月22日（日）

4 専決処分する根拠

地方自治法第179条第1項

（普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき）

5 専決処分の日

上記1の衆議院解散日

6 予算計上額

（単位：千円）

区 分	今 回	前回(H26.12.14執行)
(1) 衆議院議員選挙費	941,795	946,058
(2) 衆議院議員選挙啓発推進事業費	6,000	6,000
(3) 最高裁判所裁判官国民審査費	9,125	8,551
計	956,920	960,609

※財源：国委託金（10/10）

7 経費の積算

(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算

(2) 主な積算根拠（小選挙区4人 比例代表四国ブロック6人）

区 分	今 回	前 回(H26.12.14執行)	
衆議院議員 選挙費	①想定立候補者数	各選挙区7人	各選挙区8人
	②選挙人数	1,180,162人	1,176,855人
	③世帯数	664,779世帯	661,202世帯
	④投票所数	728箇所	732箇所
	⑤ポスター掲示場	3,943箇所	3,947箇所
衆議院議員 選挙啓発推 進事業費	啓発内容	広告塔・懸垂幕・看板 区割り改定啓発・広報車等	広告塔・懸垂幕・看板 街頭啓発・広報車等
最高裁判所 裁判官国民 審査費	裁判官数	7人	5人